

平成30年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成30年3月22日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 東郷 克己	2 番 山崎 敦志
3 番 長谷川崇朗	4 番 橋 俊明
5 番 坂口 重良	6 番 岩井智恵子
7 番 津村 俊二	8 番 矢野 隆行
9 番 田中 陽介	10 番 稲垣 誠亮
11 番 山本 剛	12 番 鈴木 市朗
13 番 工藤 義明	14 番 野並 享子
15 番 東郷 正明	16 番 北村五十鈴
17 番 荒川 泰宏	18 番 立入三千男

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

出席した事務局職員の氏名

事務局長	大藤 良昭	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐敷 政紀

議事日程

- 諸般の報告
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 発議第1号
- (議員の資格決定要求について)
- 要求の説明、質疑、自己資格の弁明
- 第3 資格審査特別委員会の設置及び委員の選任について
- 委員会付託
- 諸般の報告(資格審査特別委員会正副委員長互選結果報告)
- 第4 議員の資格決定に関する調査について

資格審査特別委員会委員長報告

第5 資格審査特別委員会の閉会中の継続審査について

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(矢野隆行君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員でございます。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

なお、本日は執行部からの説明員の出席はございません。

(日程第1)

○議長(矢野隆行君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第2番、山崎敦志議員、第3番、長谷川崇朗議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(矢野隆行君) 日程第2。

(「動議」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 暫時休憩いたします。

(午前9時01分 休憩)

(午前9時08分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

北村五十鈴議員から動議が出ました。動議の趣旨を説明して下さい。前をお願いします。

第16番、北村議員。

○16番(北村五十鈴君) 16番、北村五十鈴です。

動議いたします。

虚偽の文書並びに資料で進められている本件については、到底、民主主義の国家において、野洲市において受け入れられないため、考えを同じくする方と退席いたします。

以上。

○議長（矢野隆行君） ただいま北村議員から退席の文言が出ましたけれども、これにつきましてお諮りいたします。

この趣旨に対しまして異議ございませんか。

しばらくお待ち下さいね。

退席の文言がありましたので、これに対するご異議はございませんか。

（発言する者あり）

○議長（矢野隆行君） では、異議なしということで、退席を議長として認めます。

（16番 北村五十鈴君その他2名 退席）

○議長（矢野隆行君） 先ほど動議が出ましたけれども、次に進みます。

地方自治法第117条の規定により除斥対象となりますので、第16番、北村五十鈴議員の退席を求めます。

第4番、橋俊明議員から、北村五十鈴議員に対する議員の資格決定要求書が証拠書類と共に提出されました。その写しは既に配付しておりますので、発議第1号議員の資格決定要求について提出者の説明を求めます。

第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明でございます。

ただいま議題となっております北村五十鈴議員の資格決定について要求書の提出理由の説明をいたします。

野洲市議会議員選挙の立候補において、公職選挙法第9条第2項で「日本国民たる年齢満18歳以上の者で、引き続き3カ月以上、市町村の区域内に住所を有する者はその属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」とあります。また、同法第10条、被選挙権の第5項では「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上の者」と定められております。

法のもと、引き続き3カ月以上市町村の区域内に住所を有すると定める住民とは、民法第22条では「人の生活の本拠をその者の住所とする」と定義されております。つまり住所とは生活の本拠であり、実際に住み、生活の中心となっている土地の所在をその人の住所とするということであります。

住所要件を定め、生活の本拠地に、引き続き3カ月以上、市町村に住所を有するとの定めは市区町村議員選挙だけで、その理由としては、地域密着型で地域の一員として活動する実態を重視しているものと考えられます。

最高裁判所の判例では、その者の住所とする意思だけでは足りず、客観的に生活の本拠たる実態を必要とするものと解すべきとなっており、ただ単に住民票を移すだけではだめで、実際に生活していること、生活の本拠地のことだとされております。

その者の生活に最も関係の深い起居、寝起きの場所、生計を一にする配偶者や家族等の在否、資産の所在の客観的事実等、多角的な観点を考慮して判断することとしております。

生活の本拠の不適格な判断ポイントといたしましては4点ございまして、1点目は、先ほど申しました住民票だけ異動させて暮らしていないこと、2点目は、居住地とされた住居において水光熱費が全くないか使用料が少なく、生活の本拠として客観的に認定できないこと、3点目でございますが、住民票の場所に家や部屋があっても住んでおらず、別の場所から通っていること、最後ですが、自治会総会の出席や自治会の清掃活動への参加など、地域での奉仕活動等の実態がないこと、これら4点が判断ポイントとなっております。生活の本拠はその人の事情で異なり、何を根拠として生活の拠点とみなすかは、主観と、仕事、日常生活、財産、家族、コミュニティーなどの多角的な視点である客観的なところから総合的に判断するものと理解しております。以上のように、判例では、「住所＝生活の本拠は、多角的な観点を考慮して判断する」こととされております。

北村五十鈴議員は本市の西河原に居住しているとのことですが、西河原のマンションの電気使用量は、私どもが調べたところによりますと、平成29年12月18日から平成30年1月30日までの44日間で、1日当たり1.0キロワットから2.4キロワットであり、同様に、ガスの使用量では、平成29年12月18日から平成30年1月14日までの28日間の使用量は0.00立米とほとんど使用されておられません。また、平成30年1月15日から平成30年1月30日までの16日間の使用量は0.72立米であり、1日当たり0.05立米となります。

なお、関係機関の統計データから見ますと、ひとり暮らしの電気の平均使用量は一月当たり約227キロワット、日当たりに換算いたしますと7.6キロワットとなり、同様に、ひとり暮らしのガスの平均使用量は一月当たり約5.0立米、日当たりに換算いたしますと0.17立米となり、これと比較すると、電気及びガスの使用量は大幅に下回っており、生活の本拠であるための客観的居住の事実があると認定するには困難な状態であると判断いたします。

また、私と津村議員の両名は、2月6日、矢野議長宛てに提出され、申し立てされました3名の聞き取り調査を実施いたしました。まず、3名はいずれも、北村議員が西河原の

マンションには居住されていないことは事実であり、申立書は捏造ではなく、パソコンが打てないことから、その打ち込みを矢野議長に依頼したと答えておられます。また、申立書の内容を確認して、署名、押印したと答えられております。また、3名とも、市民の貴重な税金を、居住実態もないのに議員報酬を受け取ったことに対しまして強い憤りを感じておられます。

Aさんは、一昨年(2019年)の3月末から10月末の7カ月間、自宅のリフォーム工事のため、北村議員がおられるというマンションに仮住まいをされ、挨拶に行ったが、結局、その間はお会いできなかったこと、また、Aさんの住まいはマンションの裏で、時々、車でポストだけは見に来られ、郵便物を取り出しては車でどこかへ帰られる、いつも真っ暗で住んでおらないことが確かなことはよくわかったと答えられています。

また、Bさんは、慣例として自治会の総会の際には地元の市会議員は来賓として案内をされている、また、同様に、神社の行事でも案内されておりますということをおっしゃっています。北村議員はマンションに行っていないので総会や神社行事の案内がされていない、だから、北村議員は、ただ住民票を置いているだけだということをおっしゃっていると答えています。先ほど述べました4点目の、地域での奉仕活動の実態がない証言であります。

公職選挙法上の住所については、判例においては「その人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべき」と示されており、野洲市内を生活の本拠としているかどうかについては疑義が生じるところであります。

以上のことから、北村五十鈴議員の当該住所における生活実態について疑義が生じたため、北村五十鈴議員の資格決定について要求書を提出するものであります。よって、地方自治法第127条第1項の規定により、野洲市議会において野洲市議会会議規則第100条に基づき、北村五十鈴議員の被選挙権の有無について調査、決定されるよう要求するものであります。

政務活動費の不正受給等、地方議会における不祥事が多々発生している中、我々、野洲市議会としては、議員活動に真摯に取り組み、疑義を持たれない姿勢で議会として臨んでまいりました。これらから、今回の事態については非常に残念な状況ではありますが、真実を見極め、今後の議会体制をさらに透明なものとするためにも、法を遵守し、市民目線で是非を正しくしていくという必要性を感じ、提案者として苦渋の決断をいたしました。

議員各位におかれましては、法のもとに健全な野洲市を育み、全ては市民のためである

という本旨をお酌み取りいただきまして、要求書の提出理由といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、ただいま議題となっております発議第1号議員の資格決定要求について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

ここで、北村五十鈴議員からの自己資格について弁明の確認をいたしたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

（午前9時23分 休憩）

（午前9時28分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま北村五十鈴議員に弁明の確認をさせていただきました。本人から、退席の許可が出ておりますので弁明はしないということで本職が確認いたしましたので、弁明の機会は本人が放棄されました。

（発言する者あり）

○議長（矢野隆行君） 訂正。本人の弁明はしないということで確認できました。

以上でございます。

（日程第3）

○議長（矢野隆行君） それでは、日程第3、資格審査特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

議員の資格決定の審査につきましては、野洲市議会会議規則第101条の規定により、委員会の付託を省略できないことになっています。したがって、野洲市議会委員会条例第7条第2項の規定により、6人の委員で構成する資格審査特別委員会を設置し、これを付託し、審議することといたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました資格審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、第2番、山崎敦志議員、第5番、坂口重良議員、第7番、津村俊二議員、第10番、稲垣誠亮議員、第12番、鈴木市朗議員、第13番、工藤義明議員、以上6名を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 暫時休憩いたします。

(午前9時30分 休憩)

(午前9時33分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの選任に対しまして、3人以上の異議がありましたので、会議規則第87条第2項の規定によりまして、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました資格審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、第2番、山崎敦志議員、第5番、坂口重良議員、第7番、津村俊二議員、第10番、稲垣誠亮議員、第12番、鈴木市朗議員、第13番、工藤義明議員、以上6名の指名について賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、資格審査特別委員会の委員の選任につきましては、ただいま指名いたしました6名の委員を選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前 9時34分 休憩)

(午前11時04分 再開)

○議長(矢野隆行君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

資格審査特別委員会報告の中で、書類上、第7番、工藤義明となっておりますけど、第13番、工藤義明に訂正いたします。

資格審査特別委員会正副委員長の互選の結果につきまして報告がありましたので、本職より報告いたします。

資格審査特別委員会の委員長に、第13番、工藤義明議員、副委員長に第2番、山崎敦志議員、以上のとおり互選されましたのでご報告をいたします。

(日程第4)

○議長(矢野隆行君) 日程第4、資格審査特別委員会委員長から議員の資格決定に関する調査についての申出書(案)の提出がありました。その写しはお手元に配付のとおりでございます。

議員の資格決定に関する調査について、資格審査特別委員会委員長の報告を求めます。

第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

本会議休憩中、資格審査特別委員会を開催し、先に付託を受けました北村五十鈴議員の議員の資格決定に関する調査につきまして協議いたしましたところ、お手元に配付いたしました申出書（案）のとおりとなりました。

なお、朗読をもって報告とさせていただきます。

当委員会は先ほど、3月22日、本日付託された北村五十鈴議員の資格決定に関する調査について、下記のとおり地方自治法第100条第1項の権限を委任されるよう申し出します。

記

1、調査事項。北村五十鈴議員の議員の資格決定に関する事項。

2、調査方法。本調査は、野洲市議会委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により設置する資格審査特別委員会にて行う。

3、調査権限。本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を資格審査特別委員会に委任する。

4、調査期限。資格審査特別委員会で行う1に掲げる調査は、平成30年6月定例会会期末までとし、閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費。本調査に要する経費は145万1,000円以内とする。

なお、この申出書（案）にある第100条第1項の権限の委任については本会議において議決が必要で、この議決にあたっては、第100条第11項の規定により、本特別委員会において第100条第1項の規定による調査費を現予算内で定める必要があります。現在、議会費の現予算ではこの調査経費を計上していないことから、当該調査経費の予算を確保した後、改めて本申出書（案）の調査事項、調査方法、調査権限、調査経費について、次回開催される本会議において議決を求めることとなります。また、本委員会の調査期間につきましては、本日配付の申出書のとおり、野洲市議会委員会規則第24条の規定に基づき、閉会中の継続審査とする旨を本職より議長に申し出ております。

以上で、資格審査特別委員会委員長報告といたします。

（日程第5）

○議長（矢野隆行君） 次に、日程第5、資格審査特別委員会の閉会中の継続審査を議題

といたします。

資格審査特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査に付すことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付すことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、念のため申し上げます。明3月23日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。(午前11時18分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年3月22日

野洲市議会議長 矢野 隆 行

署名議員 山崎 敦 志

署名議員 長谷川 崇 朗